

浜松市雇用対策協定に基づく事業計画

令和6年度

浜 松 市

静岡労働局

目次

第1 趣旨	1
第2 雇用施策の柱	
1 市と労働局との連携体制拡充による雇用対策の推進	
（1）市と労働局との連携窓口等	2
（2）労働対策関連情報の提供等	2
（3）浜松市雇用対策協定に基づく雇用対策の推進体制	3
2 生活困窮者等の就労支援	
（1）浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・生保型）	4
（2）生活保護受給者等就労自立促進事業（ワークライフサポート事業）	4
（3）生活困窮者自立支援事業	5
（4）ホームレス就業支援対策の推進	5
（5）自殺予防対策の推進	6
（6）その他生活困窮者等への連携支援	6
3 若年者の就職促進、自立支援対策の推進	
（1）新卒者、既卒者の就職支援	7
（2）若者の正社員化の推進	8
（3）就職氷河期世代に対する就労支援	8
4 女性等の就業希望等の実現	
（1）女性の活躍の場づくりの推進	10
（2）子育て女性等への就職支援	10
5 高齢者の雇用対策の推進	
（1）浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・一般型）	12
（2）高齢者の就業希望の実現	12
6 障がい者の雇用対策の推進	
（1）浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・一般型）	14
（2）地域の障がい者就労支援の強化	14
（3）雇用・福祉・教育等の連携による就労支援	15
（4）障がい者就職面接会・企業見学会の開催	15
7 外国人市民の雇用対策	
（1）外国人労働者の就労支援	17

8	働き方改革の推進	
(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進	19
(2)	働きやすい職場環境の実現に向けた支援	19
9	雇用創出・雇用確保	
(1)	企業誘致関連事業	21
(2)	企業等への支援	21
(3)	中小企業の競争力強化、経営基盤の充実	21
(4)	中小企業勤労者の福利厚生の充実	22
(5)	大学生等就職支援事業	22
(6)	その他の雇用に関する支援	22
10	協定に基づく取組に関する目標	24

《再掲》浜松市雇用対策協定に基づく事業計画一覧（担当課順）

第1 趣旨

浜松市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、浜松地域における雇用・労働環境の改善に連携して強力に取り組むため、平成27年3月25日「浜松市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び浜松公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、令和6年度の事業計画をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、浜松地域の雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第2 雇用施策の柱

1 市と労働局との連携体制拡充による雇用対策の推進

市では、総合計画において「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像とし、ものづくりを中心に自立的な発展を遂げてきた本市の先人の高い創造性とたゆみない努力、何事にも果敢に挑戦する精神を次代に引き継ぐため、長期的な展望に立って希望に満ちた未来を創造する「浜松市未来ビジョン」を策定し、この実現に向けて10年後の姿を見据えた総合的な政策を基本計画に定めており、産業経済分野においては「市の産業経済を順調に推移させるため、人と仕事をつなぐ環境の充実を図る。」として、具体的取組への方向性を示している。

このことから、だれもがやりがいを持って安心して働くことができる雇用環境の整備や、求職者・事業主への就労に関する相談や各種支援が円滑かつ効果的に推進されるよう、市と労働局は、協力して効果的に雇用施策に取り組むため、連携体制の整備・拡充を図るものとする。

また、産業経済が大きく変化する状況や、人口減少対策に呼応した大都市圏等からの学生や転職者の呼び込み、人材需要に応じた円滑な労働移動、産業振興に即した人材確保など、現状と将来を的確に捉える中で、市と労働局は、企業、関係団体等との連携強化を図り雇用対策を推進するものとする。

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業部、労働局においては職業安定部を雇用施策の連携窓口とし、就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図ることとする。

市と労働局は、就労支援事業強化の一環として「一体的な実施」に関する協定を締結し、平成25年度から市庁舎内に「浜松市ジョブサポートセンター」を設置して生活困窮者支援を中心とした一体的実施事業（生保型）のワンストップサービスを行っている。

「浜松市ジョブサポートセンター」において、高齢者の雇用対策の更なる推進を図るため、令和4年3月、「一体的な実施」の協定内容の変更協定を締結し、従来の生活保護受給者や障がいのある方等に加え、市役所を利用する高年齢者に対する就労支援をワンストップサービスで行う一体的実施事業（一般型）として「シニア専用デスク」を令和4年4月に新設した。

「浜松市ジョブサポートセンター」においては生保型、一般型窓口それぞれにハローワークの就職支援ナビゲーターを配置し、生活困窮者、高年齢者、障がい者の個別ニーズに対応した職業相談を予約制で行うことで就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

(2) 労働対策関連情報の提供等

ハローワークは、浜松地区雇用対策推進協議会の設置運営により、浜松地域の企業、

自治体、経済団体及び教育関係機関による雇用問題に関する意見交換・情報交換を通じて、各機関相互の連携強化及び雇用対策の効果的かつ迅速な対応と浜松地域における雇用施策への反映を図るとともに、住居確保給付金、総合支援資金貸付、求職者支援制度などの総合的な施策の周知について、ポスター、リーフレット、労働局ホームページの積極的な活用や、マスコミを通じた情報発信に取り組む。

市は、雇用労働施策の周知等について、広報はままつ、市ホームページ等の広報媒体を活用するとともに、市内の雇用・労働に関する相談窓口を掲載する「生活・就労支援ガイド」の作成・配布により、市民への情報提供に取り組む。

さらに、求職者と事業者を結ぶWebサイト「浜松就職・転職ナビ JOBはま！」を効果的に活用し、雇用や労働及び市内企業に関する情報を市民や県内外からの求職者に積極的に発信・提供し、労働局はこれら市の取組に協力する。

(3) 浜松市雇用対策協定に基づく雇用対策の推進体制

市、労働局及びハローワークは、行政、労働者及び経営者が、浜松市雇用対策協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり、浜松市雇用対策協定運営協議会において事業の進捗状況の把握と全体調整を行うとともに、市は、本事業計画について浜松市労働教育協議会に意見を求めるとともに、事業計画の具体的な取組方針や内容について、庁内関係所管課との調整を十分に行う。

2 生活困窮者等の就労支援

社会環境の複雑化や経済構造が変化する中、悩みを抱え支援を望む就職困難者は絶えることがなく、また、生活保護世帯数も増加傾向にあることから、市及び労働局が連携強化を図ることにより、就労・生活支援事業等の雇用施策を迅速かつ効果的な取組により推進し、一人でも多く就職へと結びつけ自立した社会生活を促進する必要がある。

(1) 浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・生保型）

市と労働局は、市の就労支援事業強化の一環として「一体的な実施」に関する協定を締結し、市が行う生活支援等と国が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、生活保護受給者等、就労意欲がありながら生活困窮に陥っている者に対して、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■市は就労支援相談員が生活困窮者等に対する生活相談や関係機関とのトータルコーディネートを行う。労働局は市から就労支援の要請のあった者又はハローワーク利用者の中からハローワークが選定した支援対象者に対し、福祉事務所職員や関係機関と連携を図りつつ、職業相談・職業紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供のほか、個別求人開拓等の就労支援を行う。

支援対象者：生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活保護相談・申請段階の者等で中央区福祉事務所等に相談に来た生活困窮者、生活自立相談支援センター「つながり」の支援対象者のうち求職申込みがあった者

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業（ワークライフサポート事業）

市と労働局は、生活保護受給者のほか、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象として、事業目標や連携等に関する協定を締結し、生活保護受給者等の就職による経済的自立や住居確保給付金受給者等の早期再就職の実現を図るなど就労支援を実施する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■福祉事務所は、就労支援対象者の状況を総合的に把握し、ハローワークへの適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援を行う。労働局は福祉事務所から就労支援の要請があった者又はハローワーク利用者の中からハローワークが選定した支援対象者に対し、福祉事務所等の職員や関係機関と連携を図りつつ、支援対象者ごとにそれぞれの希望条件に応じた求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当制によるチーム支援や必要に応じた就労後のフォローアップ等の就労支援を行う。

■労働局は福祉事務所において巡回相談を実施し、ワンストップ型の就労支援を行う。

支援対象者：生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活保護相談・申請段階の者等のうち、就労による自立の可能性が見込める者、生活自立相談支援センター「つながり」の支援対象者のうち求職申込みがあった者

- 事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の制度説明や就職後のハローワークからの雇用管理上必要な配慮に関する助言、事業所訪問等の支援策について説明し、求人開拓を行う。

（３）生活困窮者自立支援事業

平成 25 年 12 月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援等を行うため、市と労働局は連携して、生活保護受給者等に加え、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象として、関係機関が連携し早期支援の強化や、就労による自立の支援を実施する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 市は生活自立相談支援センター「つながり」・「つながり浜北」を運営し、生活困窮者に対して、経済的、精神的、健康上、家庭内の問題などの総合的な相談を受け、適切な支援機関へ導く。また、複合的な課題を抱える場合には支援に関する計画を策定し、各関係機関への相談支援、就労準備支援など、世帯の課題解決に向けた支援を行う。労働局は専門機関による就労支援が必要と判断された支援対象者に対し、浜松市ジョブサポートセンター及びハローワークにおいて、就労に向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）を活用した求人への応募などの就労支援を行う。
- 市は住居を喪失した離職者等に対する就労・生活支援の相談や住居確保給付金の支給、受給者への求職支援を行う。
- 市は住居を持たない生活困窮者に対して、一定の期間内において宿泊場所の供与や食事の提供等を行い、就労自立につながる支援を行う（一時生活支援事業）。

（４）ホームレス就業支援対策の推進

市と労働局は、就労の意欲と能力のあるホームレスの求職者が、自らの意思により就労し地域社会の中で継続して生活を営むために、就業機会の確保に向けて就業相談等の支援を行う。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 市は巡回相談や緊急一時保護、シャワー提供などホームレス自立支援事業を実施し、個々のホームレスが抱える複合的に絡み合った問題の解決に向けた相談・支援体制の構築によるホームレスへの自立支援を行う。労働局は浜松市と連携を図りながら、巡回によるきめ細かな職業相談等を行うとともに、ホームレスの求職者ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供及びトライアル雇用助成金等を通じ就労支援を推進する。

(5) 自殺予防対策の推進

市と労働局は、第四次浜松市自殺対策推進計画（令和6年度～令和10年度）のもと、「孤立を防ぐ～ひとりじゃないよ、大丈夫。～」を基本理念として、地域社会全体で取り組んでいる自殺防止対策のうち、労働者の心の健康の保持増進のための対策を連携して取り組む。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■孤立を防ぐため、生活上の様々な悩みの相談先を一覧表にした「浜松市の相談機関一覧表」をハローワーク他関係機関に配布し、周知を図る。ハローワークの職業相談窓口等で孤立者を把握した場合は、専門的相談機関での相談を勧奨し誘導を図る。あわせてリーフレット等を活用した広報啓発活動に協力する。

(6) その他生活困窮者等への連携支援

市と労働局は、前記各対策のほか、浜松地域生活福祉・就労支援協議会の運営等により、第二のセーフティネット関連施策等の効果を高め、対象者の安定的な就労機会の確保により生活再建を図るため、関係機関の連携、協力、調整等を通じて地域の支援体制の強化を図る。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■労働局は第二のセーフティネット関連施策等の効果を高め、対象者の安定的な就労機会の確保により生活再建を図るため、浜松地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を運営する。

浜松市が取り組む施策

■総合支援資金やくらしの資金、臨時特例つなぎ資金貸付に関する相談、支援誘導を実施する。（社会福祉法人浜松市社会福祉協議会が所管する。）

3 若年者の就職促進、自立支援対策の推進

大学、高校ともに卒業予定者の就職内定率は、企業の高い採用意欲により求人数が安定し、高い水準を維持している。一方、内定を獲得できる学生と獲得できない学生の二極化傾向がより顕著になっている。

このため、市と労働局は、新規学卒者や既卒者等への就職支援策とともに、職業意識形成や職場定着のための各種支援策を関係機関と連携して実施するとともに、求職者に対する企業情報の提供に積極的に取り組むほか正社員化を促進する必要がある。

(1) 新卒者、既卒者の就職支援

市と労働局は共同で高校・大学等との連携を推進し、新卒者に対するきめ細かな支援を行うとともに、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチング、専門窓口の周知と活用促進を図る。また、求職者に対する企業情報を提供する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 高校生の職業や産業に対する理解を深め、適切な職業選択へと導くため、市とハローワークが共同して高校生の職場見学を実施する。
- 雇用情勢により必要な場合は、新卒者の求人確保のため、市とハローワークが連携して、事業所等に対して学卒求人について拡大要請を実施する。

浜松市が取り組む施策

- 将来的な市内就職を促進するため、小中学生を対象にした地元の産業や企業を知り、シビックプライドの醸成に繋げる「浜松みらいっこ事業」を実施する。
- 求職者及び事業主に対して求人・求職活動の場を提供するため、求人情報・就労支援関係情報を掲載するWebサイト「浜松就職・転職ナビ JOBはま！」を運営し、この活用により地域企業の情報を積極的に提供する。

静岡労働局が取り組む施策

- 浜松新卒応援ハローワークで、就職支援から就職後の定着支援を実施する。
- 若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」について、普及拡大・情報発信を強化することにより人材確保に課題を抱える中小・中堅企業等と新卒者等のマッチングを促進する。
- 就職内定が得られていない新卒者を含む概ね45歳未満の若年者を対象として、若年者就職フェアを市と共同で開催する。フェアにおいて地域若者サポートステーションはままつのブースを設置し就労相談を行う。

(2) 若者の正社員化の推進

市と労働局は連携して、若者への職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を行うとともに、キャリア形成支援、正社員就職支援、職業的自立支援を実施し、フリーター等の正社員化や、ニート等の若者の職業的自立を支援する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 労働局が実施する地域若者サポートステーション事業について、市は個別カウンセリングの実施や学び直し支援など側面的支援を実施する。
- ハローワークが運営する浜松地域若者支援連携会議に市も参加し、無業者から就職を目指す若者やフリーター等非正規雇用から正社員を目指す若者に対して、地域における若者支援機関との連携を強化することで総合的な支援の充実を図る。
- 浜松市若者支援地域協議会の構成機関として、ニートやひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対して、福祉、教育、保健、医療、雇用、矯正、更生保護、その他様々な分野の機関と連携し、総合的な支援の充実を図る。

静岡労働局が取り組む施策

- 浜松わかものハローワークにおいて、就職支援ナビゲーターによるセミナー等の開催、職業相談、職業紹介、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、就職後の電話・メール等による定着支援（フォローアップ）など、担当者制により一人ひとりのニーズに応じた支援を図る。
- トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金を企業が若年者に対しても活用されるように制度の周知、利用の促進を図り、正社員化を推進する。
- 就職内定が得られていない新卒者を含む概ね45歳未満の若年者を対象として、若年者就職フェアを市と共同で開催する。フェアにおいて地域若者サポートステーションはままつのブースを設置し就労相談を行う。（再掲）

(3) 就職氷河期世代に対する就労支援

市と労働局は連携して、就職氷河期世代（概ね35歳～55歳の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代）で、現在もその影響を受けている者の職業的自立を支援する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 労働局は経済団体、地域、行政を構成員とした「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、地域の実情に即した支援メニューを構築する。
- 労働局が実施する地域若者サポートステーション事業について、市は就職氷河期世代の特性やニーズに即した個別伴走型支援を実施する。

浜松市が取り組む施策

- 就職氷河期世代就職相談会を開催し、支援対象者やその家族からの相談に応じ、個々の状況に対応したきめ細かな職業的自立支援を行う。
- 就職氷河期世代の就労希望者等を対象に、給付金を支給しながら座学研修及び職場実習を実施するとともに、対象者を雇用する浜松市内に勤務地がある企業を開拓することにより、対象者の正規雇用化を促進する。

静岡労働局が取り組む施策

- ハローワーク「就職氷河期世代支援窓口」（名称：ミドル・チャレンジコーナー）

において、就職氷河期世代（概ね 35 歳～55 歳）の不安定就労者・無業者への安定した雇用の実現に向けた個別支援計画の策定や、就職氷河期世代限定求人等の開拓、求人の確保等、求人情報の提供、担当者制による職業相談・紹介、就職後の定着支援、各種セミナーを行う。

また、今まで経験した職種以外の業種も視野に入れながら就職につなげるため、主に就職氷河期世代限定求人等が出ている事業所を対象として、職場見学や職場相談会を開催し、正社員雇用を促進する取組を行う。

- 事業所に対し、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）及びトライアル雇用助成金の活用を促しつつ、就職氷河期世代限定求人等の開拓を行う。

4 女性等の就業希望等の実現

地域経済の活性化を図るうえで女性の活躍が重要となっているが、継続就業を希望しながらも、出産・育児等による離職が少なくない。また、一旦退職した後の再就職に際し、個々に課題を抱えているケースもある。

このため、継続的な職業キャリア形成や子育て中等の求職者ニーズに対応した職業相談や求人確保、また、女性が働きやすい就業形態の環境整備や女性一人ひとりの能力開発に取り組むことが必要である。

(1) 女性の活躍の場づくりの推進

市と労働局は、労働者が性別により差別されることのないよう、男女の実質的な機会の平等を担保するための積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）について、情報提供を行う。また、女性の継続就労やスキルアップ等について、セミナーの開催等により支援する。

(2) 子育て女性等への就職支援

市と労働局は連携して、子育てをしながら就職を希望している女性等に対して、仕事と育児・介護の両立支援策や、求職者ニーズを踏まえたマッチング、求人の確保、関係機関と連携した情報の提供やセミナーの開催などの就職支援を実施する。また、ひとり親家庭への就職支援に取り組む。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■身近な区役所等で出張マザーズコーナーを実施し、保育や子育て支援サービス等の情報提供を行う。あわせて、子育て中で就労希望のある女性等の家庭と就業の両立を支援するなど、個々のニーズに合わせた就職支援を実施する。

■市が運営するひとり親サポートセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）は、ハローワークと連携しひとり親家庭等に対して以下の就業支援を実施する。

- ・ひとり親家庭等の抱える就業等に関する問題への相談を実施するとともに、ハローワークと連携し、求人情報の提供や求職者に対する施設の相互案内を行う。
- ・事業主への求人開拓においてひとり親家庭等の雇用機会を広げるため、特定求職者雇用開発助成金等の情報提供を行う。（特定求職者雇用開発助成金事業は、静岡労働局職業安定部職業対策課が所管する。）
- ・ひとり親家庭等への、公的職業訓練やトライアル雇用助成金等の情報提供を図り常用雇用につなげる就業支援を行う。（公的職業訓練は静岡労働局職業安定部訓練課、雇用関係助成金は静岡労働局職業安定部職業対策課が所管する。）
- ・ひとり親家庭等の家庭環境等に配慮した職業相談・紹介を実施する。

浜松市が取り組む施策

■ひとり親家庭を対象に、就職に有利となる資格取得のための訓練に対し、ひとり親家庭等自立支援給付金を支給する。

■ひとり親家庭の親又は児童を、より良い条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対象講座の受講費用の一部を支給する。

- 就職に有利となる資格取得を目指すひとり親家庭のために、高等職業訓練促進資金等の貸し付けを行う。(社会福祉法人静岡県社会福祉協議会)
- 就労意欲のある未就労女性の能力開発や就労意識の向上に繋がるセミナー及び就労マッチングイベントを開催し、女性求職者を支援する。また、事務職を希望する女性を対象としたオフィス事務のデジタル基礎講座の開催や、個別の就労支援を行うなど女性の就労を支援する。
- 浜松家内労働福祉センター事業を継続するとともに、ITなどの新たな技術を用いた在宅就業の仕組みづくり等、外で働くことが困難な方が時間と場所に拘束されない働き方の選択について検討をする。
- 就労中又は育休中の女性を対象に、職業領域における女性活躍推進を目的としたキャリアアップ及び就労継続を支援する講座等を行う。

静岡労働局が取り組む施策

- マザーズハローワーク浜松において、子育て・介護中の早期就職希望者への就職実現プランの策定や、仕事と家庭の両立希望へ対応する求人開拓、求人の確保など、求人情報の提供、職業相談・紹介を行う。
- 各種労働法の理解、保育所や子育て支援サービスに関すること等、就職活動に役立つ情報提供を行う。
- 就職活動の具体的なノウハウ等に係る各種セミナー等を実施するとともに、関係機関が行う再就職のための支援セミナー等の情報提供を行う。
- 労働局は母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金の利用促進を図る。

5 高齢者の雇用対策の推進

少子化・高齢化が急速に進行し、労働力人口の減少が進んでいる中、働く意欲と能力を有する高齢者が社会の支え手として活躍していただける社会の実現が重要である。本市では、平成31年2月に「70歳現役都市・浜松」共同宣言を行い、官民一体となり、誰もが70歳になっても現役を続けられる都市を目指している。

令和3年4月1日に、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする「改正高齢者雇用安定法」が施行されたことから、65歳までの雇用確保はもとより、65歳を超えても働ける環境づくり、再就職の支援、さらには、多様な就業機会の確保に向けた取組を進める必要がある。

(1) 浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・一般型）

「一体的な実施」に関する協定の変更協定を行い、令和4年4月から市役所を利用する高齢者に対するワンストップサービスを行う「シニア専用デスク」を浜松市ジョブサポートセンター内に新設した。

健康保険や年金手続き等で市役所を利用する就労意欲のある高齢者を「シニア専用デスク」に誘導し、多様な就労ニーズを踏まえた職業カウンセリング、職業紹介を国（ハローワーク）の就職支援ナビゲーターが予約制で実施することで相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■市は、健康保険や年金手続き等で市役所を利用する就労意欲のある高齢者（概ね55歳以上）を「シニア専用デスク」に誘導し、労働局は同デスクに配置する就職支援ナビゲーターによる高齢者の職業経験や多様な就労ニーズを踏まえた職業相談・職業紹介を行う。

(2) 高齢者の就業希望の実現

市と労働局は連携して、高齢者の長年の職業経験や高齢期における就業意欲等の多様化に対応した就労支援を実施する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■公益社団法人浜松市シルバー人材センターは、地域の高齢者の「働くこと」を通じた社会参加、仲間づくり、健康維持などの生きがいづくりを目的として、臨時的・短期的又は軽易な業務に係る就業の機会を確保し、会員の希望や能力に応じて提供するとともに、就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習会を行う。市と労働局は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、センターの活動を支援する。

浜松市が取り組む施策

■高齢者が活躍する場の拡大を積極的に推進する事業所の認定制度を通して、高齢者の雇用創出や働きやすい環境整備等を促進する。

■企業に対し、求人開拓や高齢者雇用促進セミナーの開催、アドバイザー派遣を行い、高齢者雇用に関する情報を提供し、高齢者の就労機会の確保に努める。

- 高齢者に対し、就労支援セミナーや個別相談会を開催し、就労意欲がありながらハローワークを利用していないなど具体的な求職活動を行っていない高齢者を掘り起こし、「シニア専用デスク」に誘導するとともに、希望に応じて個別伴走型支援を行う。また、企業とのマッチングフェアを開催し、就労情報と雇用機会を提供する。

静岡労働局が取り組む施策

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の周知・啓発を引き続き実施するとともに、ハローワーク及び各種団体等と連携し、希望者全員が65歳まで働くことができる制度、さらに、企業の実情に応じた年齢にかかわらず働くことができる制度の導入促進など、70歳までの就業機会の確保措置実施に向けた指導及び制度の浸透に取り組む。
- 高年齢者の再就職支援の充実のため、きめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金制度を活用した支援を実施する。
- ハローワークの生涯現役支援窓口において高齢者に対する職業生活設計に係る相談、未経験の職種に就く不安を取り除くための職場体験・職場見学・各種セミナーの実施、浜松市が実施している生活支援施策等の紹介及び就業機会の提供を行う機関等の利用に関する相談・援助等を実施する。

6 障がい者の雇用対策の推進

ハローワーク浜松管内の障がい者の雇用状況は、民間企業の実雇用率が令和5年6月1日現在、2.49%と着実な進展がみられ、法定雇用率（2.3%）を達成しているが、達成企業の割合は54.2%と半数程度にとどまっている状況である。

また、令和6年4月1日から法定雇用率が2.5%、さらに令和8年7月1日から2.7%に引き上げられることを踏まえ、より一層の障がい者の雇用機会の拡大に向け、地域における雇用維持・拡大の要請、法定雇用率達成指導、きめ細かな職業相談・職業紹介及び各種の雇用施策等を効果的に実施するとともに、職場定着支援も併せて行う必要がある。

さらに、障がい者の就労意欲が高まっており、福祉・教育関係施策や職業能力開発施策等との連携、精神障がい、発達障がい等、障がい特性に応じた就労支援の充実が求められている。

（1）浜松市ジョブサポートセンター事業（一体的実施事業・一般型）

市と労働局は、市の就労支援事業強化の一環として「一体的な実施」に関する協定を締結し、市が行う障がい者支援と国が行う就職相談・職業紹介等を一体的に実施し、就労意欲がある障がいのある方に対して、相談から就職まで一貫したサービスを提供する。

この窓口は、障害者手帳や障害年金、受給者証等に関する手続きのため市役所を訪れる機会の多い障がい者のために、就職支援をワンストップサービスで行うことを目的としており、国（ハローワーク）の就職支援ナビゲーターによる一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 浜松市ジョブサポートセンターに障がい者の就労支援窓口を設置し、市とハローワークとの一体的実施事業により、相談から就労まで一人ひとりの障がい者の状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

（2）地域の障がい者就労支援の強化

市と労働局は連携して、障がい者の雇用を推進するため、事業主や一般市民の理解を高めるとともに、障害者雇用率制度の十分な周知と意識啓発及び指導を行う。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 市が実施する企業伴走型障害者雇用推進事業とハローワークの雇用指導が連携し、障がい者の雇用拡大を図るとともに、障がい者差別禁止及び合理的配慮の提供義務等について周知を行う。
- 市とハローワークは雇用の着手や拡大を検討している企業を対象に、障害者雇用支援セミナーを開催する。雇用先進事例や医療・福祉・教育機関との連携方法を紹介し、広く障害者雇用の啓発を行う。

- 就職面接会や職場見学等の就労支援の場に加え、企業へのパンフレットの配布やホームページの活用、各種団体への説明会の開催により障害者就労支援に関する福祉サービスや制度を周知する。

浜松市が取り組む施策

- 企業の円滑な障害者雇用を実現するため、雇用アドバイザーの派遣を行う企業伴走型障害者雇用推進事業を実施する。障がい者の能力に適した職務の選定や受け入れ体制の整備等について、継続的な助言及び支援を行い、障がい者の雇用拡大につなげる。

静岡労働局が取り組む施策

- 障害者雇用率達成指導の厳正かつ計画的な訪問指導を実施する。
- 各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、精神障がい者や知的障がい者向けの求人開拓を実施する。
- 障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用優良中小事業主認定制度」（通称：もにす認定制度）について、制度周知を強化することにより、個々の中小事業主における障がい者雇用の進展に対する社会的な関心及び理解を喚起する。

(3) 雇用・福祉・教育等の連携による就労支援

市と労働局は、福祉・教育から雇用への移行を一層推進するため、福祉施設、教育委員会、特別支援学校等との連携による的確な支援により就職の実現を目指す。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 市、障害者就業・生活支援センターや、地域の関係機関との連携のため、ハローワークが開催する就労支援チーム会議へ参加する。就労支援チーム会議では、障がい者の福祉から雇用への移行を支援するため、就労支援機関の担当者同士の日常的な連携強化を図る。
- 特別支援学校等に通う生徒やその親を対象に、障がい者就労支援施設の活動内容を紹介する福祉事業所フェアを開催する。
- 浜松市障害者就労支援センター「ふらっと」において、障がいの程度や適性に応じた就労に関する総合的な相談に応じるとともに、ネットワークの構築、情報の収集・提供等を行い、ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者の就職と職場定着への支援を行う。
- 支援を必要とする子供や特別支援学校の状況等について、労働局等関係機関と懇談会を開催するなど、社会的自立に向けた支援充実を図るための情報共有を行う。
- 労働局は障がいの特性に応じた雇用支援を図るため、各種助成金制度、ジョブコーチ支援の活用を推進する。

浜松市が取り組む施策

- 就労支援事業所の支援技術の向上を図り、一般就労への移行者のより一層の増加を実現するため、精神・発達障害者就労支援フォローアップ事業を実施する。

(4) 障がい者就職面接会・企業見学会の開催

障がい者就職面接会を、ハローワークと市が共同で開催することにより、企業等の参加を促進し、多様な求人の確保を図る。また、障がい者を雇用している企業見学を実施し、雇用と就労のイメージを共有する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ハローワークは、市と連携し、9月に実施する就職面接会と障害者雇用セミナーを共同で開催する。
- ハローワークは、障害者雇用率達成指導とあわせて就職面接会への参加勧奨を行う。

浜松市が取り組む施策

- 障がい者の就労支援者や当事者に対し、障害者雇用の現場を見学する企業見学会を開催する。

7 外国人市民の雇用対策

浜松市は、世界に雄飛する企業が立地し、その活発な企業活動を通じて地域経済の発展を支える外国人市民が数多く暮らしている。2008年のリーマンショックによる急速な雇用の縮小は、多くが非正規雇用であった浜松地域の外国人市民に深刻な影響をもたらし、人口も減少したが、国の外国人材受入れ拡大もあり、市内の在留外国人数は約28,000人で、国別ではブラジル約9,800人、次いでベトナム約4,500人と続き、近年は、技能実習生や留学生の受け入れもあり、アジア系国籍者の割合が増加している状況である。雇用情勢は外国人労働者数及び受入事業所数の増加により、安定した傾向が伺える。

外国人市民の8割近くが、永住者や定住者等の長期滞在が可能な在留資格を持ち、定住化が進む傾向の中で、日本の慣習や日本語に不慣れな外国人労働者の生活環境や日本語能力に配慮しつつ、個別総合的な相談及び就職支援を実施することにより、外国人市民が安全で安心して暮らせる地域社会を構築する必要がある。

(1) 外国人労働者の就労支援

入管難民法が改正され、平成31年4月1日から新たな在留資格による外国人労働者の受け入れが開始された。市と労働局は連携し、外国人雇用企業に対して雇用・労働条件に係るルールについての周知、啓発を行うなど、外国人市民の雇用安定・適正雇用の確保に向けた環境整備に取り組む。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ハローワークは外国人就業支援連絡会議を開催し、外国人の就業支援に携わる関係機関と情報交換を行う。
- 浜松市多文化共生推進協議会の運営により、多文化共生都市浜松の実現に向け、多文化共生の推進に携わる各種団体や関係機関等の参画を得て多文化共生のまちづくりをオール浜松で推進する。
- 外国人青少年の支援に係る関係機関等と連携し、職業意識の醸成や将来を考える研修、就業に関する情報の提供など、キャリア支援に資する事業を行う。
- 外国人材の活躍促進に積極的に取り組んでいる事業所を認定するとともに、その取組や事業所名を公表することにより、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境向上を図る。
- 浜松市多文化共生センター内に「外国人雇用サポートデスク」を設置し、市内企業等を対象とした外国人労働者の受け入れ相談、並びに外国人の就労に関する相談支援を行う。また、就労を希望する外国人と採用を希望する企業とのマッチングを実施する。

浜松市が取り組む施策

- 地域で活躍する高度外国人をメンターとして委嘱し、浜松市内に住む外国人留学生を対象とした交流会や相談会の開催を通じて、市内での就労や起業の促進を図る。

- 企業が求める技術等と外国人留学生の高い能力をマッチングする取組等を実施し、浜松地域における産業人材を確保する。

静岡労働局が取り組む施策

- 事業主に対して外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人労働者の雇用管理改善の促進及び雇用維持のための相談・支援等について積極的に実施する。
- ハローワーク及び浜松新卒応援ハローワークは、企業・大学等関係機関と連携しながら、専門的・技術的分野の外国人人材の就職促進を図る。
- ハローワークに通訳及び外国人専門相談員を配置するとともに、未就職外国人に対し職業相談、職業紹介を行い就職に向けた支援を実施する。また、コミュニケーション能力の向上等を目的とした外国人就労・定着支援研修を行うとともに、修了者の能力等を考慮し、積極的に公的職業訓練等をおこなう。

8 働き方改革の推進

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や育児・介護との両立など、働き手のニーズの多様化に関する課題がある中、生産性向上とともに、就業機会の拡大や、意欲・能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要である。

ハラスメント対策や多様な働き方等への取組により、働く意欲のある人が安心して働くことができ、働き手の個々の事情に応じた、柔軟で働きやすい職場環境を整えることが必要である。また、一人ひとりがより良い将来の展望を持てる社会の実現のため、市民や事業者の意識の醸成を図る取組が必要である。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

市と労働局は、仕事とその他の生活を両立できるよう、育児休業・短時間勤務制度などを取得しやすい就業環境の整備を促進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的機運を醸成する。また、企業のワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組を促進するため、企業・団体への普及・拡大に向けた情報発信を行う。

浜松市が取り組む施策

- 従業員の仕事と家庭生活の両立支援や、女性の活躍推進に努めている事業所を認証し、認証事業所の取組みを市のホームページ等に掲載することにより、ワーク・ライフ・バランス等の取組を促進する。
- 誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す事業所を支援するため、事業所にワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣する。

静岡労働局が取り組む施策

- 育児・介護を行う労働者が就業継続できるよう、育児・介護休業法の周知・徹底を行う。

(2) 働きやすい職場環境の実現に向けた支援

市と労働局は、長時間労働の改善、非正規と正社員の格差是正を促進するため、企業向けセミナーの開催や制度周知などに取り組み、誰もが働きやすい職場環境の実現を目指す。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 同和問題を始めとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するため、市と労働局は企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会として、人権啓発オピニオンリーダー講座を開催する。

浜松市が取り組む施策

- 働き方改革に関するセミナー等を開催し、誰もが働きやすい環境づくりを推進する。

静岡労働局が取り組む施策

- 働き方改革関連法へ対応する企業への支援等として、非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮及び生産性向上による賃上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援する。

9 雇用創出・雇用確保

浜松市は全国有数の「ものづくりのまち」として、繊維、楽器、輸送用機器、光電子へと基幹産業の変遷とともに、世界に誇る企業を生み人材を輩出するなど発展を遂げてきた。経済環境が激変する中、数多く存在する中小企業のイノベーションを促進し、その先進地域として新産業の創出や支援体制の確立に取り組んでいる。

地域の持続的発展を図るためには、既存産業の活性化はもとより、企業誘致や成長が期待される分野における雇用機会の創出と、人材確保及び人材育成を図ることが重要である。

(1) 企業誘致関連事業

浜松市が取り組む施策

- 雇用機会の創出のため、製造業および高度な物流施設の誘致に取り組むほか、新たに ICT 関連企業の誘致を促進する。
- 立地を検討している企業に対して、企業が必要とする労働市場や人材ニーズに関する情報の提供を行うとともに、労働局及びハローワークに対して人材確保支援を依頼する。

静岡労働局が取り組む施策

- 企業からの労働市場や地域の求職者の動向、賃金状況等の情報に関する求めや、企業の求人情報が提供された場合には、市との連携・協力のもと、企業と積極的に接触を図り、人材確保に向けた各種支援に取り組む。また、市からの要請に基づき企業への同行訪問を行い、企業に対して本市労働環境や賃金状況、人材確保に関する情報などについて具体的な説明を実施する。

(2) 企業等への支援

浜松市が取り組む施策

- 雇用創出につながる起業等に対する支援のため、起業予定者等へのビジネス支援相談の実施、スタートアップ企業の成長支援・誘致事業を行う。
- 市が定めた次世代輸送用機器等の成長7分野における、中小企業の事業化実現のための助成、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構による地域企業の基盤強化のための企業支援を行う。

静岡労働局が取り組む施策

- 市が行う事業の周知に協力し、当該事業に対しニーズのある事業主等については誘導を図る。

(3) 中小企業の競争力強化、経営基盤の充実

浜松市が取り組む施策

- 中小企業者の経営の安定と新規事業展開を支援する、ビジネスサポート資金、創業サポート資金、事業承継資金等の融資制度を実施する。

静岡労働局が取り組む施策

- 市が行う事業の周知・広報に協力するとともに、当該事業に対しニーズのある事業主等について誘導を図る。

(4) 中小企業勤労者の福利厚生の実施

浜松市が取り組む施策

- 市内中小企業勤労者の福利厚生の実施により人材の確保を図り、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与するため、勤労者共済事業を実施する。（実施主体は浜松市勤労福祉協会）

(5) 大学生等就職支援事業

浜松市が取り組む施策

- 市内中小企業等の産業人材・労働力を確保するため、大都市圏等から大学生等の新卒者及び転職希望者のUIJターン就職支援や地元大学生等の地元定着の促進、に向けた総合的な事業を実施する。
- 市内中小企業の産業人材の確保と若者の移住や地元定着を図るため、市が認定する中小企業に就職した市内居住の若者を対象に、市と企業が官民一体となって協力し、奨学金返還額の一部を負担する支援を行う。
- 市内企業への就職活動にかかる交通費等の補助により、学生の就職活動費用負担を軽減し、本市へのUIJターン就職の促進を図る。

静岡労働局が取り組む施策

- 大学生等の新卒者及び転職希望者のUIJターン就職支援のため、浜松新卒応援ハローワークや浜松わかものハローワークにおいて、求人情報の提供、職業相談（オンライン含む）等を実施する。また、市が行う事業の周知・広報に協力する。（LINE等のSNSも活用する。）

(6) その他の雇用に関する支援

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- 市は浜松市福祉人材バンク（福祉関係の仕事を紹介する無料職業紹介所）を設置運営し、福祉の職場に就業を希望する人や福祉の仕事に関心のある人を対象として、就職あっせんや就職相談のほか、福祉サービス等の啓発を目的とした事業を行う。事業の実施にあたっては、ハローワークをはじめとした関係機関との連携を図る。本事業は、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会に委託する。
- ハローワークは、浜松地区雇用対策推進協議会を設置運営し、浜松地域の企業、自治体、経済団体及び教育関係機関による雇用問題に関する意見交換・情報交換を通じた各機関の連携強化及び雇用対策の効果的かつ迅速に対応するとともに、浜松地域における雇用施策への反映やマスコミを通じた情報発信に取り組む。

浜松市が取り組む施策

- 介護人材確保対策事業として、介護職員のキャリアアップに必要な資格取得費用の助成や、EPAによる外国人の介護人材を受け入れた事業所に対する支援を行う。
- 市内の介護サービス事業所に介護職員等として勤務した場合に、貸与型奨学金の返済額の一部を個人に支給する。
- 介護職員に安心して働いてもらうため、市内介護施設で小学生を預かるための職場環境等の整備を行う。

静岡労働局が取り組む施策

- 福祉職を希望する人や興味のある人に対し、職業相談・職業紹介・福祉に関する各種イベントの案内を行うほか、浜松市福祉人材バンクの説明を行い、浜松市福祉人材バンクが主催するセミナーや就職相談会等の情報提供等、福祉職を希望する求職者に対しての支援を行う。

また、ミニ福祉職場相談会を浜松市福祉人材バンクと共同で開催するほか、11月11日の「介護の日」の前後1週間程度の期間内には、「介護就職デイ」として、介護職、ホームヘルパー、ケアマネジャーなど介護分野の就職面接会等を浜松市福祉人材バンクと共同で開催する。

くわえて、福祉人材を求める事業主に対しては求人充足のための相談、就職相談会への参加勧奨、職場見学会の依頼等を行う。

浜松市雇用対策協定に基づく令和6年度事業計画一覧

連携区分 ○市と労働局連携事業 ○市または労働局単独事業

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	連携区分	備考
1	国際課	浜松市多文化共生推進協議会	多文化共生の推進に携わる各種団体・関係機関やコミュニティ等の参画を得て、多文化共生のまちづくりをオール浜松体制により推進する。	浜松市	◎	P17 7-(1)
2	国際課	外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業	外国人青少年の社会参加促進のため、地域や関係諸機関と連携し、職業意識の醸成や将来を考える研修、就業に関する情報の提供など、キャリア支援に資する事業を行う。	浜松市	◎	P17 7-(1)
3	国際課	外国人材活躍宣言事業所認定事業	外国人材の活躍促進に積極的に取り組んでいる事業所を認定するとともに、その取組や事業所名を公表することにより、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境向上を図る。	浜松市	◎	P17 7-(1)
4	UD・男女共同参画課	男女共同参画推進講座開催・相談等業務委託事業	就労中又は育休中の女性を対象に、職業領域における女性活躍推進を目的としたキャリアアップ及び就労継続を支援する講座等を行う。	浜松市	○	P10 4-(2)
5	福祉総務課	生活保護受給者等就労自立促進事業(ワークライフサポート事業)	協定を締結し、生活保護、住居確保給付金受給者等に対して計画的に就労支援を実施する。	ハローワーク 浜松市	◎	P4 2-(2)
6	福祉総務課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対する総合相談窓口の設置、支援計画に基づく支援を行う。(住居確保給付金及び一時生活支援事業を含む)	ハローワーク 浜松市	◎	P5 2-(3)
7	福祉総務課	ホームレス自立支援事業	個々のホームレスが抱える複合的に絡み合った問題解決に向けた相談・支援体制の構築によるホームレスへの自立支援を行う。	浜松市	◎	P5 2-(4)
8	福祉総務課	浜松地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	第二のセーフティネット関連施策等の効果を高め、対象者の安定的な就労機会の確保により生活再建を図るため、関係機関の連携、協力、調整等を行う。	ハローワーク	◎	P6 2-(6)
9	福祉総務課	人権啓発オピニオンリーダー講座	人権・同和問題の解決には、啓発・教育の果たす役割は極めて重要であり、企業内における正しい理解と認識を深めるために本事業を行う。	ハローワーク 浜松市	◎	P19 8-(2)
10	福祉総務課	浜松市福祉人材バンク運営事業	福祉事業を支える福祉マンパワーの確保のための就労斡旋事業を行うとともに、福祉サービス等に関する啓発・広報事業を行う。	浜松市	◎	P22 9-(6)
11	障害保健福祉課	障害者雇用支援セミナー	企業の障がい者雇用に関する不安を払拭することにより障がい者雇用率改善の促進を図ることを目的に、浜松所管内企業を対象とした「障害者雇用支援セミナー」を実施する。	浜松市 ハローワーク	◎	P14 6-(2) P16 6-(4)
12	障害保健福祉課	企業伴走型障害者雇用推進事業	障がい者雇用を検討又は実施している企業が円滑な障がい者雇用を実現するため、障がい者の能力に適した職務の選定や受入体制の整備等について継続的な助言及び支援を行う。	浜松市	○	P14 6-(2)
13	障害保健福祉課	就労支援チーム会議	障がい者就労支援機関の合同会議開催を通じて、円滑な連携支援体制の構築を図る。	ハローワーク	◎	P15 6-(3)
14	障害保健福祉課	福祉事業所フェア	障害者就労支援施設を集め、特別支援学校等に通う生徒や親を対象に、施設の活動内容を紹介する説明会を実施する。	浜松市	◎	P15 6-(3)
15	障害保健福祉課	障がい者就職面接会	障がい者の就労の場を確保し、障がい者雇用率の改善を図るため、浜松所管内企業・求職者を対象とした就職面接会を実施する。	ハローワーク	◎	P16 6-(4)
16	障害保健福祉課	職場見学会	就労系障害福祉サービス事業所支援員及び利用者等障がいのある人が実際の雇用現場を見学することにより、一般就労への意識を高め、一般就労への移行を推進する。	浜松市	○	P16 6-(4)
17	障害保健福祉課	精神・発達障害者就労支援フォローアップ事業	就労支援事業所の支援技術の向上と、一般就労への移行者を増加させるため、精神・発達障害者就労支援フォローアップ事業を実施する。	浜松市	○	P15 6-(3)
18	高齢者福祉課	シルバー人材センター支援事業	高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実に努めるとともに活力ある地域社会づくりに寄与するシルバー人材センターの事業に要する経費を補助する。	公益社団法人 浜松市 シルバー人材センター	◎	P12 5-(2)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	連携 区	備考
19	介護保険課	介護職員キャリアアップ支援事業	市内における介護人材の増加及び定着を図るため、介護職員等の資格取得を支援し、今後の介護サービスに対する需要の増加に対応する介護人材を確保する。	浜松市	○	P22 9-(6)
20	介護保険課	介護の担い手外国人支援事業	EPA介護福祉士候補者の受入れに対する助成により、多様な介護人材の活用を図る。	浜松市	○	P22 9-(6)
21	介護保険課	介護職員奨学金返済支援事業	市内の介護サービス事業所に介護職員等として勤務した場合に貸与型奨学金の返済額の一部を個人に支給する。	浜松市	○	P22 9-(6)
22	介護保険課	かいごTERAKOYA事業	介護職員に安心して働いてもらうため、市内介護施設で小学生を預かるための職場環境等の整備を行う。	浜松市	○	P22 9-(6)
23	健康医療課	自殺予防対策	孤立を防ぐため、生活上の様々な悩みの相談先を一覧表にした「相談機関一覧表」をハローワーク他関係機関に配布し、周知を図る。	浜松市	◎	P6 2-(5)
24	次世代育成課 (青少年育成センター)	浜松市若者支援地域協議会	福祉・教育・保健・雇用等の様々な分野の機関の代表者や実務者等で構成され、情報交換や支援施策を協議することにより関係機関同士の連携を深め、若者への総合的な支援の充実を図る。	浜松市	◎	P7 3-(2)
25	子育て支援課	出張マザーズコーナー	住民に身近な区役所等でマザーズハローワークの出張相談会を開催し、子育て中で就労希望のある女性等の育児と就業の両立を支援する。	浜松市 ハローワーク	◎	P10 4-(2)
26	子育て支援課	ひとり親サポートセンター (母子家庭等就業・自立支援センター)	ひとり親家庭の就業相談・紹介及び自立に関する支援を行い、個々の状況に応じて特定求職者雇用開発助成金、公的職業訓練、トライアル雇用助成金を活用する。	浜松市 公益社団法人 静岡県ひとり親福祉 連合会	◎	P10 4-(2)
27	子育て支援課	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭が、就職に有利な資格取得のため訓練を受ける際に、給付金を支給する。(ただし、ハローワークで実施している教育訓練給付金が対象になる場合は、そちらが優先となる。)	浜松市	○	P10 4-(2)
28	子育て支援課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就業や転職につなげ、ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対象講座の受講費用の一部を給付金として支給する。	浜松市	○	P10 4-(2)
29	子育て支援課	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金等の貸付事業を行う静岡県社会福祉協議会に対し、事業に要する経費を補助する。	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	○	P10 4-(2)
30	産業振興課 国際課 福祉総務課 障害保健福祉課 子育て支援課	浜松市ジョブサポートセンター事業	浜松市ジョブサポートセンターにおいて、浜松市が行う生活支援等と国が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、障がいのある方や高齢者、生活保護受給者等に対し、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。関係機関で構成する運営協議会を設置し、事業運営計画の策定及び事業の評価を行う。	ハローワーク 浜松市	◎	P4 2-(1) P12 5-(1) P14 6-(1)
31	産業振興課	労働教育協議会	労働教育及び労働福祉行政を推進するにあたり、調査審議、意見聴取の場として設置開催する市条例に定める附属機関。	浜松市	◎	P3 1-(3)
32	産業振興課	高校生職場見学実施事業	高校生の職業や産業に対する理解を深め、適切な職業選択へと導くため高校生の職場見学を実施する。	浜松市	◎	P7 3-(1)
33	産業振興課	浜松就職・転職ナビ JOBはま!	インターネット上に求人情報・就労支援関係情報を掲載できるサイトを運営し、求職者・事業主に求職・求人場を提供する。	浜松市	○	P2 1-(2) P7 3-(1)
34	産業振興課	地域若者サポートステーション事業	ニート等の若者の職業的自立を計るため、若年無業者等に対しキャリアコンサルティングや心理カウンセリング等の支援を行い、若年無業者等を就業に結びつける。	ハローワーク 浜松市	◎	P7 3-(2)
35	産業振興課	就職氷河期世代支援事業	地域若者サポートステーション事業において、就職氷河期世代の特性やニーズに即した個別伴奏型支援を実施するとともに、就職氷河期世代就職相談会や座学研修及び職場実習を実施し、支援対象者の職業的自立支援を行う。	ハローワーク 浜松市	◎	P8 3-(3)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	連携 区	備考
36	産業振興課	女性就労支援事業	就労意欲のある未就労女性の能力開発や就労意識の向上に繋がるセミナーや就労マッチングイベント及び、若年女性就業者の継続就労を促進するセミナーを開催する。また、事務職を希望する女性を対象としたデジタル基礎講座の開催や個別の就労相談を行い女性の就労を支援する。	浜松市	○	P10 4-(2)
37	産業振興課	浜松家内労働福祉センター	家庭の主婦、母子家庭、身体障害者、高齢者等に対し、相談から家内労働の斡旋業務等を行い、家内労働者の家庭経済の安定助長等を図る。	浜松市	○	P10 4-(2)
38	産業振興課	高齢者就労環境整備事業	高齢者の雇用創出や働きやすい環境整備等を促し、企業と高齢者双方に対して就労支援、情報提供等の事業を行う。	浜松市	○	P12 5-(2)
39	産業振興課	浜松市障害者就労支援センター「ふらっと」	障がいのある方に対して、それぞれの能力と希望に応じて就業できるよう本人、家族、事業主からの相談をはじめ、就業後の定着支援まで総合的な支援をする。	浜松市	○	P15 6-(3)
40	産業振興課	外国人の雇用・就労に関する相談事業	浜松市多文化共生センター内に、市内企業等を対象とした外国人労働者の受け入れや、外国人の就労に関する相談窓口を設置する。	浜松市	○	P17 7-(1)
41	産業振興課	外国人メンターによる就労・起業促進事業	地域で活躍している高度外国人を国籍ごとにメンターとして委嘱し、就労に関する相談会や交流会の開催を通じて、市内での就労や起業の促進を図る。	浜松市	○	P17 7-(1)
42	産業振興課	外国人留学生就職支援事業	企業が求める技術等と外国人留学生の高い能力をマッチングする取組等を実施し、浜松地域における産業人材を確保する。	浜松市	○	P17 7-(1)
43	産業振興課	働き方改革推進事業	仕事と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に努めている事業所を認証する。また、事業所にワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣し、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援する。	浜松市	○	P19 8-(1) 8-(2)
44	産業振興課 スタートアップ 推進課	企業等への支援	起業予定者等へのビジネス支援相談の実施、スタートアップ企業への支援、次世代輸送用機器等の成長7分野における中小企業の事業化実現のための助成、浜松地域イノベーション推進機構による地域企業の基盤強化のための企業支援などを行う。	浜松市	○	P21 9-(2)
45	産業振興課	中小企業向け融資制度	中小企業者の経営の安定と新規事業展開を支援する、ビジネスサポート資金、創業サポート資金、事業承継資金等の融資制度を実施する。	浜松市	○	P21 9-(3)
46	産業振興課	勤労者共済事業費助成事業	市内中小企業勤労者の福利厚生充実と福祉向上のため、浜松市勤労福祉協会が実施する勤労者への共済事業の経費を助成する。	浜松市勤労 福祉協会	○	P22 9-(4)
47	産業振興課	大学生等就職支援事業	大都市圏等からの新卒者や、転職者を市内に呼び込むことを目的に、産業人材の獲得に向けた様々な事業を実施する。	浜松市	○	P22 9-(5)
48	産業振興課	奨学金返還支援事業	産業人材の確保と若者の移住や地元定着を図るため、市と企業が官民一体となって協力し、奨学金返還額の一部を負担する支援を行う。	浜松市	○	P22 9-(5)
49	産業振興課	UIJターン就職活動応援事業費補助金	市内企業への就職活動にかかる交通費等の補助により、学生の就職活動費用負担を軽減し、本市へのUIJターン就職の促進を図る。	浜松市	○	P22 9-(5)
50	企業立地推進課	企業誘致関連事業	雇用機会の創出のため、製造業および高度な物流施設の誘致に取り組むほか、新たにICT関連企業の誘致を促進する。	浜松市	○	P21 9-(1)
51	企業立地推進課	企業誘致関連事業	立地を検討している企業に対する雇用情報の提供や、立地決定企業の雇用確保を目的とする企業説明会への協力をする。	浜松市	○	P21 9-(1)
52	教育総務課	支援を必要とする子供の社会的自立に向けた情報共有	支援を必要とする子供や、特別支援学校の状況等について関係機関等と情報共有を図り、支援を必要とする子供の社会的自立に向けた支援充実につなげる。	浜松市	◎	P15 6-(3)
53	職業安定課 (ハローワーク)	浜松新卒応援ハローワーク	学生や既卒3年以内の求職者等に対して、就職支援ナビゲーター等による職業相談、職業紹介、模擬面接、履歴書等の作成指導などの就労支援から、就職後の電話・メール等による定着支援を実施する。	ハローワーク	○	P7 3-(1)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	連携 区	備考
54	職業安定課 (ハローワーク)	若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」制度	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業の情報発信などによる適切な職業選択の支援、円滑な就職実現などに向けた取組を推進する。	ハローワーク	○	P7 3-(1)
55	職業安定課 (ハローワーク)	就職面接会 (若年者就職フェア)	浜松市と共同で新卒者を含む概ね45歳未満の正社員就職を希望する若年者を対象とした求職者と企業のマッチングイベントを開催する。	ハローワーク	◎	P7 3-(1)
56	職業安定課 (ハローワーク)	浜松わかものハローワーク	就職支援ナビゲーター等によるセミナー等の開催、職業相談、職業紹介、模擬面接、履歴書等の作成指導などの就労支援から、就職後の電話・メール等による定着支援を実施する。	ハローワーク	○	P7 3-(2)
57	職業対策課 (ハローワーク)	各種助成金	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金を支給し、正社員化を促進する。特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の活用を促す。	ハローワーク	○	P7 3-(2)
58	職業安定課 (ハローワーク)	浜松地域若者支援連携会議	地域で若者の就業を支援する関係機関の担当者を集めて定期的な会議を開催し、地域における若者支援機関の連携強化と職員の資質向上を目指す。	ハローワーク 浜松市	◎	P7 3-(2)
59	職業安定課 (ハローワーク)	ハローワーク浜松ミドル・チャレンジコーナー	就職氷河期世代求職者への支援として、求人開拓、担当者制による職業相談・紹介、就職後の定着支援、年金セミナー、生活設計面の相談等を実施する。	ハローワーク	○	P8 3-(3)
60	職業安定課 (ハローワーク)	マザーズハローワーク浜松	子育て・介護中の就職希望者への就職実現プランの策定や仕事と子育ての両立へ対応する求人開拓、求人確保など求人情報の提供、職業相談・職業紹介を行う。	ハローワーク	○	P10 4-(2)
61	職業安定課 (ハローワーク)	人材確保コーナー	人手不足分野への就職を考えている求職者に対する職業相談・職業紹介等の支援、人材確保を課題とする事業所への支援を行う。	ハローワーク	○	P22 9-(6)
62	職業安定課 (ハローワーク)	各種セミナー	就職活動の具体的なノウハウ等にかかるセミナー等を実施するとともに、関係機関が行う再就職のための支援セミナー等の情報提供を行う。	ハローワーク	○	P10 4-(2)
63	職業対策課 (ハローワーク)	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の周知・啓発	希望者全員が65歳まで働くことができる制度さらに70歳までの就業機会の確保等により意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける生涯現役社会の実現に向けた制度の導入促進など、対象事業主に対する高年齢者就業確保措置導入に向けた指導及び制度の浸透に取り組む。	ハローワーク	○	P12 5-(2)
64	職業対策課 (ハローワーク)	高年齢者の再就職支援	きめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに各種助成金制度を活用した支援を実施する。また、ハローワークの生涯現役支援窓口において、職業生活設計に係る相談、未経験の職種に就く不安を取り除くための職場体験・職場見学・各種セミナーの実施、浜松市が実施している生活支援施策等の紹介及び就業機会の提供を行う機関等の利用に関する相談・援助等を実施する。	ハローワーク	○	P12 5-(2)
65	職業対策課 (ハローワーク)	障害者雇用率達成指導	障害者雇用率達成のため、未達成事業所に対して計画的な訪問指導を行う。	ハローワーク	○	P14 6-(2)
66	職業対策課 (ハローワーク)	求人開拓	各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、精神障害者や知的障害者向けの求人開拓を実施する。	ハローワーク	○	P14 6-(2)
67	職業対策課 (ハローワーク)	障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用優良中小事業主認定」制度	障害者雇用優良中小事業主制度(通称:もにす認定制度)について、制度周知を行い、個々の中小事業主における障がい者雇用の進展に対する関心・理解を喚起する。	ハローワーク	○	P14 6-(2)
68	職業対策課 (ハローワーク)	外国人雇用状況届出制度の徹底	届出の徹底及び外国人労働者の雇用管理改善の促進及び雇用維持のための相談・支援等について積極的に実施する。	ハローワーク	○	P17 7-(1)
69	職業対策課 (ハローワーク)	外国人人材の就職促進	専門的・技術的分野の外国人人材の就職促進を図る。	ハローワーク	○	P17 7-(1)
70	職業対策課 (ハローワーク)	専門相談員の配置等	通訳及び外国人専門相談員の配置や不就労の外国人若年者に対するキャリア形成等を行う。また、コミュニケーション能力の向上等を目的とした就労準備研修を行うとともに、修了者の能力等を考慮し、積極的に公共職業訓練等を斡旋する。	ハローワーク	○	P17 7-(1)
71	職業対策課 (ハローワーク)	外国人就業支援連絡会	外国人の就業支援に携わる関係機関が連携し、情報交換や協力等を行う。	ハローワーク	◎	P17 7-(1)

No.	担当課名	事業名等	事業概要	事業主体	連携 区	備考
72	産業振興課 職業安定課	浜松市雇用対策協定運営 協議会	浜松市雇用対策協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と全体調整を行う。事務局は産業振興課に置く。	浜松市 ハローワーク	◎	P3 1-(3)

10 協定に基づく取組に関する目標 【令和6年度目標】

市と労働局は、令和6年度の事業を推進し協定の目的を達成するため、浜松地域における具体的な取組の中から共通の目標を定める。

- (1) 浜松市ジョブサポートセンター事業
 - ・ 支援対象者数 ①障がい者 170人
②生活保護受給者等 200人
③高齢者 300人
 - ・ 就職者数 ①障がい者 63人
②生活保護受給者等 137人
③高齢者 111人
 - ・ 就職率 ①障がい者 36.7%
②生活保護受給者等 68.1%
③高齢者 36.7%
- (2) 生活保護受給者等就業自立促進事業（ワークライフサポート事業）
 - ・ 支援対象者数 350人（一体的実施事業分を含む）
 - ・ 就職者数 240人（一体的実施事業分を含む）
- (3) 新卒者、既卒者の就職支援
 - ・ 就職支援ナビゲーター支援関係 正社員就職者数 1,252人
- (4) フリーター等の正社員化の推進
 - ・ フリーターの正社員雇用者数 正社員として就職した者の割合 71.0%
- (5) 子育て女性等への就職支援
 - ・ マザーズハローワーク関係 重点支援対象者の就職率 95.9%
- (6) 高齢者の就業希望の実現
 - ・ 高齢者（60歳以上）の就職件数 令和5年度の実績以上
1,483件以上（令和5年度 1,483件）
- (7) 地域の障がい者就労支援の強化
 - ・ 障がい者の就職件数 令和5年度の実績以上
793件以上（令和5年度 793件）



滨松市